

がん対策推進基本計画の変更に関する検討について（案）

1. がん対策推進基本計画に係るこれまでの経緯について

- がん対策推進協議会の役割としては、がん対策推進基本法（以下、「基本法」という。）に、厚生労働大臣ががん対策推進基本計画の案を作成しようとするとき、また変更しようとするときに、がん対策推進協議会の意見を聴くこととして明記されている。
- 基本法第9条第7項においては、「政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」とされており、平成19年度から平成23年度までの5年間を対象とした計画が平成19年6月に策定されたことに鑑みると、平成24年6月までに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 平成22年6月、基本計画に定める目標等を確実に達成するため、基本計画の進捗状況を把握することが極めて重要との考えから、がん対策推進協議会の意見を聴きながら検討し、中間報告を行ったところ。当該中間報告では、各個別目標の進捗状況や今後の課題等について提示され、今後、基本計画の変更を検討する際に留意すべきとされたところ。

2. 専門委員会の設置について

- がん対策推進協議会令に基づき、極めて専門的な知見が必要な分野については、専門委員を置いてはどうか。

（参考）がん対策推進協議会令

第三条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

- なお、第13回がん対策推進協議会（平成22年5月）において、がん研究分野におけるより俯瞰的かつ戦略的な計画について仔細に検討できるよう、がん対策推進協議会にワーキンググループ等を設置すべきとの提案があり、がん対策推進協議会会長から、ワーキンググループの設置についてがん対策推進協議会に諮って認められたところ。
- がん対策推進協議会の委員の人数が更に多くなると議論が拡散することが懸念されることから、がん対策推進協議会の一部の委員と、当該専門の事項に関し学識経験のある専門委員で専門委員会を構成し、必要に応じてオブザーバーを参加させるなど少人数の会としてはどうか。
- そのほかに、がん対策推進基本計画について専門的な知見から検討するために協議会の下に専門委員会を設置する分野はあるか（ただし、検討内容は、基本計画変更の検討に資するものに関し、制度の運用（がん登録の運用や、がん検診の方法や間隔等）や基準策定（がん診療連携拠点病院の指定要件等）等については別途検討）。